

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度 改定対比表

改定前(2021.4.1施行)	改定後(2022.4.1施行)
<p>〈種類及び役割〉</p> <p>4. 公認スポーツ指導者の種類及び役割は、次のとおりとする。</p> <p>(3) メディカル・コンディショニング資格</p> <p>ウ. アスレティックトレーナー</p> <p>スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、プレーヤーの安全・健康管理、スポーツ外傷・障害の予防、救急対応、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者</p>	<p>〈種類及び役割〉</p> <p>4. 公認スポーツ指導者の種類及び役割は、次のとおりとする。</p> <p>(3) メディカル・コンディショニング資格</p> <p>ウ. アスレティックトレーナー</p> <p>スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、<u>1) スポーツ活動中の外傷・障害予防、2) コンディショニングやリコンディショニング、3) 安全と健康管理、および4) 医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応という4つの役割に関する知識と実践する能力を活用し、スポーツをする人の安全と安心を確保したうえで、パフォーマンスの回復や向上を支援する者</u></p>
<p>〈権利〉</p> <p>7. 公認スポーツ指導者（スポーツリーダーは除く）は、下記に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) JSPOが発行する情報誌及びスポーツ指導者手帳の受領</p> <p>以下は省略</p>	<p>〈権利〉</p> <p>7. 公認スポーツ指導者（スポーツリーダーは除く）は、下記に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) JSPOが発行する情報誌の<u>受領・閲覧</u>及びスポーツ指導者手帳の受領</p> <p>以下は省略</p>
<p>〈責務〉</p> <p>8. 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。</p> <p>(1) 「スポーツ宣言日本」の趣旨を理解した<u>上</u>で、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。</p> <p>以下は省略</p>	<p>〈責務〉</p> <p>8. 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。</p> <p>(1) 「スポーツ宣言日本」の趣旨を理解した<u>うえで</u>、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。</p> <p>以下は省略</p>
<p>〈附則〉</p> <p>1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。 ～中略～</p> <p>2 1. この制度は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>〈附則〉</p> <p>1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。 ～中略～</p> <p>2 1. この制度は、令和3年4月1日から施行する。 <u>2 2. この制度は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>